

宇佐市宿泊施設新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付要綱

令和2年8月7日

宇佐市告示第203号

(目的)

第1条 この要綱は、観光客が安心・安全に市内へ宿泊できる環境を整備することを目的に市内に所在する宿泊施設（以下「市内宿泊施設」という。）が新型コロナウイルス感染症の予防対策を実施する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、農泊に係る営業を営む者にあつては、次項に定めるところによる。

- (1) 旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を営む市内宿泊施設であること。
- (2) 本市が実施する宿泊補助商品券配布事業の参加承認施設（宇佐市宿泊補助商品券配布事業実施要綱（令和2年宇佐市告示第202号）に規定する配布宿泊施設をいう。）であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国又は他の地方公共団体から、この要綱の規定による補助金に係る補助対象経費について、同一又は類する目的の補助金の交付を受けないこと。

2 前項第1号、第2号及び第5号に該当する農泊に係る営業を営む者（以下「農泊事業者」という。）に係る補助金については、特定非営利活動法人安心院町グリーンツーリズム研究会（以下「研究会」という。）を補助対象者とし、補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が令和2年2月1日から同年12月28日までの間に当該営業等（研究会にあつては、農泊事業者に係る営業を含む。）に係る感染症対策に要した次に掲げる費用であつて、当該支払いが完了したものとする。

- (1) 衛生管理に必要な物品の購入に係る経費
- (2) 飛沫感染予防等のための物品の購入及び工事に係る経費
- (3) 受付及び精算に係る非接触型自動受付精算機等の購入及び設置（レンタル不可）に係る経費
- (4) その他市長が感染症予防対策に必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10を乗じて得た額とし、同一市内宿泊施設につき20万円を上限とする。ただし、研究会に対する補助金の額は、100万円を上限とする。

2 前項の規定による補助は、同一市内宿泊施設に対して1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇佐市宿泊施設新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和3年1月29日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費一覧表
- (2) 補助対象経費の明細及び支払いが確認できる書類(写し可)
- (3) 感染防止対策を行ったことが確認できる写真
- (4) 申請要件に係る誓約書兼承諾書(様式第2号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、研究会が申請をするときは、各農泊事業者に係る補助対象経費その他の必要事項を取りまとめ行うものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇佐市宿泊施設新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知」という。)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金の支払いを受けようとするときは、宇佐市宿泊施設新型コロナウイルス感染症予防対策補助金交付請求書(第4号様式)に交付決定通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。
- (3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。